氏 名 本田 忠行

登録番号 第 27040105 号

事務所名称 社会保険労務士法人クエスト

事務所所在地 大阪市西区北堀江一丁目5番2号 四ツ谷橋新興産ビル

10 階F号

所属社会保険労務士会 大阪府社会保険労務士会

処分理由 自らが代表社員を務める合同会社Aにおいて実際には雇用

していない者4名を労働者と偽り、その休業分として、大阪労働局長に雇用調整助成金支給申請書及び緊急雇用安定助成金支給申請書、並びにその添付書類となる労務関係書類を自ら偽造し、令和3年5月31日及び同年8月31日、大阪労働

局長に提出したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 25 条の2第1項に定める懲戒処分事由の「故意に、真正の事実に反して申請書等の作成を行ったとき」、及び同法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。